

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、四〇六号

(金曜日)

平成十四年九月六日付け島根県報号外第九四号中

(会計課) 五

告示

事業者の名称	医療法人社団水澄み会
事業者指定した業	訪問看護
事業所の名称	ナースステーションみずすみ
事業所の所在地	那賀郡三隅町大字河内四七〇番地一
指定年月日	平成十四年九月十八日

**島根県告示第八百六十一号**

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

(都	(用	(商	(森	(	(農
市	地	工	林	村	村
計	對	企	整	"	整
画	策	画	備	"	備
課	課	課	課	)	課)

公  
告

開発行為に関する工事の完了

## 教委規則 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

## 教育事務決裁規程の一部改正

公安規則

## 島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

平成十四年八月三十日付け島根県報第一、三九八号中

地方課

五

島根県告示第八百六十二号

において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯石郡三刀屋町土地改良区 (非補助土地改良事業)	根波別所地区区画整理事業	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	三刀屋町役場

## 島根県告示第八百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第五十四条第三項の規定により、大原郡木次町土地改良区理事長から山田地区における換地処分を平成十四年九月十八日付けで行つた旨の届け出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第八百六十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第八百六十六号

平成十四年島根県告示第四百九十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号）第八条第四項の規定による意見を述べたので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

旭豊の里地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）

平成十四年五月三十一日

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町八六四一外

事業

意見の概要

旭豊の里地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）

平成十四年五月三十一日

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町八六四一外

事業

意見の概要

## 島根県告示第八百六十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所  
簸川郡佐田町大字八幡原字大平釜山九六七の六から九六七の九まで

## 二 指定の目的

水源のかん養

## 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 駐車場の出入口の位置並びに来客への案内経路及びその方法を、周辺の交通渋滞及

び交通安全に配慮して検討すること。

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯が午前九時三十分から午後十時三十分となっており、夜間（午後九時から午前六時）における騒音予測が必要であるので、夜間における騒音予測を行い報告すること。

3 廃棄物の適正な処理について、必要な対策を講じること。

### 三 縦覧場所

出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）

### 四 縦覧期間

告示の日から一月間

### 島根県告示第八百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十二号）第十九条第一項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

川本町	川本町	都万村	日原町	日原町	日原町	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称
						地籍図	地籍簿	地域
平成十一年 十四年度	平成十一年 四年度	平成十二年 十四年度	平成十三年 十四年度	平成十四年 十四年度	六十枚			
三十四枚	八枚	三十二枚	十九枚	一冊	一冊	地籍図	地籍簿	地域
1冊	1冊	1冊	曾庭	灌元	認証年月日			
川本(3)	川本(1)	都万⑬						
平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	認証年月日		

### 島根県告示第八百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百二十二号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

吉田村	平成十四年 度	石見町	平成十三年 度	大田市
	平成十四年	石見町	平成十三年	平成十三年
二十六枚		平成十二年	平成十二年	二十八枚
1冊		二十六枚	二十六枚	
吉田(川尻)	矢上2	八枚	八枚	1冊
	日貫3・4	1冊	1冊	志学②
平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日	平成十四年九月十八日

### 一 施行者の名称

出雲市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業三・四・七号上成新町線

### 三 事業施行期間

平成十四年九月二十七日から平成二十一年三月三十一日まで

### 四 事業地

出雲市今市町字上町、今市町字半ヶ沢、今市町字本町地内

#### (一) 収用の部分

出雲市今市町字上町

#### (二) 使用の部分

出雲市今市町字上町

**公 告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

大原郡加茂町大字南加茂八七一番地一 外十七筆

面積 三一、一三六平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡加茂町大字加茂中九七二番地五

加茂町土地開発公社 理事長 高木稔成

**教 育 委 員 会 規 则**

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十七日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

**島根県教育委員会規則第二十一号**

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十九年島根県教育委員会規則第一号）

の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。

第四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 島根県個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関する限り、

**附 則**

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

島根県教育委員会教育長訓令第三号

本 序  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

教育事務決裁規程（昭和四十五年島根県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年九月二十七日

島根県教育委員会教育長 広沢卓嗣

別表第五第十九項を第二十項とし、第十八項の次に次の一項を加える。

十九 島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。

**附 則**

この訓令は、平成十四年十月一日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 则**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月27日

島根県公安委員会委員長 古瀬章

**島根県公安委員会規則第16号**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「高速自動車国道（以下「高速道路」という。）」を「高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「高速道路」を「高速道路等」に改める。

第36条の次に次の1条を加える。

（警衛対策室）

第36条の2 警備第二課に、島根県警察警衛対策室（以下「警衛対策室」という。）を附置する。

2 警衛対策室においては、天皇皇后両陛下の島根県への行幸啓に伴う警衛に関する事務をつかさどる。

第59条の3の次に次の1条を加える。

（警衛対策室長）

第59条の4 警衛対策室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、警衛対策室の事務をつかさどる。

#### 附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

島根県報

(5) 平成14年9月27日

平成十四年八月二十九日付け島根県報第一、二十九八号中に記載りがあつたので、次のように記正す。

一 島根県告示第七百七十九号の表中	箇所	記	正
	ル	六五四・一〇〇平方メートル	一・一七四・七〇平方メートル

九	上	始より三月	（及ら平成十六年）
八	段	行	記
七	（一八八）	（一八八）	正
六	（一八九）	（一八九）	及ら平成十六年

平成14年9月27日

島根県報

第1,406号(6)

平成十四年九月二十七日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行